

秋田市職員給与条例施行規則および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第52号

秋田市職員給与条例施行規則および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の15第11号中「1万3,600円」を「1万4,000円」に改め、同条第12号中「1万4,800円」を「1万5,200円」に改め、同条第13号中「1万5,400円」を「1万6,400円」に改め、同条第14号中「1万6,200円」を「1万7,600円」に改め、同条第15号中「1万7,000円」を「1万8,800円」に改め、同条第16号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同条第17号中「1万9,400円」を「2万1,200円」に改め、同条第18号中「2万200円」を「2万2,400円」に改め、同条第19号中「2万1,200円」を「2万3,600円」に改め、同条第20号中「2万2,300円」を「2万4,800円」に改め、同条第21号中「2万3,400円」を「2万6,000円」に改め、同条第22号中「2万4,500円」を「2万7,200円」に改め、同条第23号中「2万5,600円」を「2万8,400円」に改め、同条第24号中「2万6,700円」を「2万9,600円」に改め、同条第25号中「2万7,800円」を「3万800円」に改め、同条第26号中「2万8,900円」を「3万2,000円」に改め、同条第27号中「3万円」を「3万3,200円」に改め、同条第28号中「3万1,000円」を「3万4,400円」に改め、同条第29号中「3万2,100円」を「3万5,600円」に改め、同条第30号中「3万3,200円」

を「3万6,800円」に改め、同条第31号中「3万4,300円」を「3万8,000円」に改め、同条第32号中「3万5,400円」を「3万9,200円」に改め、同条第33号中「3万6,500円」を「4万400円」に改め、同条第34号中「3万7,600円」を「4万1,600円」に改め、同条第35号中「3万8,100円」を「4万2,800円」に改める。

第12条の4中「4,400円」を「4,700円」に改める。

(秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条中「4,400円」を「4,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例施行規則および第2条の規定による改正後の秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。